

令和2年5月8日

保護者の皆様

京都市立大将軍小学校

校長 南 宏樹

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、子どもたちの学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえお知らせさせていただきます。

ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様から子どもたちにお声かけいたくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）臨時休業の延長

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

（2）特例預かり等の実施について（小学校・義務教育学校前期課程）

引き続き、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、特例預かりを実施します。希望されるご家庭につきましては、申請書（後日配布）の提出が必要となります。

2 臨時休業期間中の取組について

（1）家庭学習等の取組

ア 希望する子どもを対象に学習相談ができる機会の設定

希望する子どもたちが、直接、教員に学習等での疑問点、悩みや困りごと等を相談・質問するために、新たに、登校できる機会を設けます。また、子どもたちが登校した際、運動場や体育館等を活用して、体を動かす機会も設けます。（健康観察も行います。）

5月	21日（木）	28日（木）
8:30～9:15	1年①～⑧ 2年①～⑬ 5年①～⑬ 6年①～⑬ 3くみ	1年①～⑧ 3年①～⑩ 4年①～⑬ 6年①～⑬ 3くみ
9:30～10:15	2年⑭～㉖ 3年①～⑩ 5年⑭～㉖	1年⑨～⑯ 4年⑭～㉖
10:30～11:15	1年⑨～⑯ 3年⑪～㉑ 4年①～⑬	2年①～⑬ 5年①～⑬
11:30～12:15	4年⑭～㉖ 6年⑭～㉖	2年⑭～㉖ 3年⑪～㉑ 5年⑭～㉖ 6年⑭～㉖

※丸番号は各学級の出席番号を表します。14日・15日に配布するプリントをご確認ください。

イ 学習課題の提示と提出について

新たに、子どもたちの学習課題の提示や提出を行う機会の設定。

＜提出物＞第一回（4/9）第二回（4/16）の課題

＜提出日時＞ 5月14日（木）15日（金）9時～12時

＜提出場所＞ 体育館と校舎間の渡り廊下付近

※提出時に、次回第四回の課題および、18日以降の預かり申請書、18日以降の健康観察票、学習相談のお知らせ等を配布します。両日ともに提出ができないご家庭につきましては、電話連絡をいただき、お受け取りの方法を確認させていただきます。

※保護者の方が持ってきていただいて構いません。

ウ 5月の学習内容に関するKBS京都テレビでの「特別教育番組」の放送

小学校1年生～3年生対象の番組も新たに加え、小学1年生～中学3年生の各学年で、5月に学習する単元を中心とした「特別教育番組」を、5月18日（月）から5月29日（金）にKBS京都で放送します。放送スケジュールの詳細は、後日配布するチラシをご参照ください。子どもたちが、手元に教科書を用意して、教科書に沿って学習できる内容です。ぜひ、ご覧ください。

なお4月放送分の動画（4年生～6年生対象）はKBS京都テレビのホームページから閲覧できますので、あわせてご活用ください。（動画閲覧時にはIDとPWの入力が必要です。すでにメール配信にてお知らせをしています）

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

(1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

(2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願ひします。

(3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 461-4310）へ 連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(4) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。

4 学校再開後の授業時数の確保等

この度の臨時休業期間の延長に伴い、学校再開後の、各教科等の授業時数を確保するため、学校行事の見直しや時間割の工夫（例：週に数回の7時間授業など）、補充学習の実施（例：放課後や月1～2回程度の土曜学習など）、また、夏休み（夏季休業期間）を短縮し、7月中の「午前中授業」（給食はありません）の実施等について検討する方針が教育委員会から示されました。

保護者の皆様には、改めて詳細をお知らせさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。